処　分　基　準

基準の名称	指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の取消の基準	
法　令　等　名	根　拠　条　項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第６８条	医療機関の指定の取消

基　準　の　内　容

１　指定自立支援医療機関が、法律第５９条第２項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第６８条第１項 ： 平成１７年１１月法律第１２３号）

２　指定自立支援医療機関が法律第５９条に第３項の規定により準用する第３６条第３項第４号、第５号、第１０号、第１１号のいずれかに該当するに至ったとき。
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第６８条第２項 ： 平成１７年１１月法律第１２３号）

３　指定自立支援医療機関が良心かつ適切な自立支援医療を行わないとき、又は法律第６２条で定める診療方針に違反したとき。
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第６８条第３項 ： 平成１７年１１月法律第１２３号）
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第６０条 ： 平成１８年２月厚生労働省令第１９号）
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５８条第４項の規定による自立支援医療に要する費用の額の算定方法及び同法律第６２条第２項の規定による診療方針 ： 平成１８年３月厚生労働省告示第１５７号）

４　自立支援医療費の請求に関し不正があったとき。
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第６８条第４項 ： 平成１７年１１月法律第１２３号）

５　指定自立支援医療機関が法律６６条第１項に規定する報告命令等に従わなかったとき、又は同項に規定する検査を拒み、妨げ、忌避したとき。
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第６８条第５項、第６項 ： 平成１７年１１月法律第１２３号）